

令和5年度

財政援助団体等監査の報告

(期日：令和5年11月24日)

うるま市監査委員



う監 第 238002号
令和5年11月24日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第 199 条第 7 項)

第 2 監査の対象

令和 4 年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体

- 1 補助金交付先団体 うるま市 PTA 連合会
- 2 補助金交付先団体 うるま市老人クラブ連合会
- 3 公の施設の管理団体 株式会社レキオス(うるま市営住宅等指定管理者)

第 3 監査の期間

令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 10 月 27 日

第 4 監査の実施場所

うるま市役所本庁舎西棟 3 階 監査委員室

第 5 監査の着眼点

1 補助金

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金交付先団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納簿は適切に整理されているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

2 公の施設

(1) 担当課

- ① 指定管理者の選定に当たり、手続等は適正かつ公正に行われているか。
- ② 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③ モニタリングは適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 公の施設は消防法等関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ③ 公の施設管理にかかる会計処理は適正か。また、他事業との経理区分は明確になっているか。
- ④ 出納簿等の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。

第 6 監査の実施方法

うるま市監査基準(令和 3 年監査委員告示第 7 号)に準拠して、往査、証憑突合、分析を行い、令和 4 年度の補助金の交付事務及び公の施設の指定管理業務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果について、市長及び議長へ書面にて報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で改善を促したので省略した。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされているので、適切に対応されたい。

1 補助金交付先団体

うるま市 PTA 連合会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市 PTA 連合会
主たる事務所の所在地	生涯学習文化振興センター(ゆらてく)
補助金額	2,420,000 円(補助率 42%) ※注 1
関係職員から説明を徴取した日	令和 5 年 10 月 3 日(火)
団体の設置目的	各単位 PTA 間の連携と会員の資質向上を図り、家庭・学校・地域社会及び関係機関団体と協働して園児・児童・生徒の健全育成を図り教育振興の充実に寄与することを目的とする。
役員及び組織	会長 1 名、副会長 4 名、理事 32 名、顧問 2 名、相談役 3 名、事務局長 1 名、事務局兼会計 1 名、監事 3 名
会員数	10,820 人
市担当課	生涯学習文化振興センター
補助金交付根拠	うるま市 PTA 連合会補助金交付要綱

※注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和4年度)

(単位:円)

	収入		支出	収入	
	項目	金額		項目	金額
	① 分担金 (329円×10,814人)	3,557,806		① 会議費	11,762
	② 補助金	2,420,000		② 活動費	1,155,622
	③ 雑収入(預金利息)	16		③ 事務費	2,361,987
	④ 繰越金	707,703		④ 施設使用料等	23,690
				⑤ 分担金	2,216,870
				⑥ 渉外費	5,000
				⑦ 雑費	2,090
	計	6,685,525		計	5,777,021
				収支残高	908,504

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 補助金交付要綱の遵守

交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、確定通知書について、令和 2 年 5 月 26 日に改正された「うるま市 PTA 連合会補助金交付要綱」に基づく様式となっていなかった。補助金の申請から確定までの事務処理について、起案には、関係書類に加え交付要綱を添付するなど、内容が精査できるようにしたうえで決裁を行うよう業務の改善を求める。

② 実績報告書の十分な精査

補助金実績報告書に添付されている「補助金精算書」は、補助金充当額を確認できる内容となっているが、支出額を超過した額が充当されていた。補助金も公金であることを踏まえ、実績報告については、十分な精査を行っていただきたい。

③ その他

補助金交付申請書に添付されている予算書について、補助金充当額が確認できる様式への変更を検討していただきたい。補助金の交付にあたっては、「うるま市補助金制度に関する指針（平成 18 年 11 月(平成 29 年 3 月改訂)）」に基づき、「補助金交付事務に関する留意事項」や「補助対象経費に関すること」など再度確認のうえ適切な運用に努めていただきたい。

また、過去の監査で指摘された事項については、早急に改善し、リスクとして再び顕在化しないよう努めていただきたい。

○ 補助金交付先団体へ求めるもの

① H29 年度の監査における指摘事項の改善

(ア) 童話大会等への派遣費及び旅費の支給根拠がないまま支給されていた。規程で明確な根拠を定めたいうえで支給していただきたい。

(イ) 役員手当・報酬に係る所得税の源泉徴収が行われていなかった。法人格のない団体であっても源泉徴収義務者となるので適切に対応されたい。

② 今後の団体運営について

昨年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により十分な団体活動が行えなかったと思料されるが、今後は、当該団体の設置目的及び補助金の交付目的に沿った活動が活発になるよう努めていただきたい。

2 補助金交付先団体

うるま市老人クラブ連合会

(1) 団体の概要

団体名	うるま市老人クラブ連合会
主たる事務所の所在地	うるま市健康福祉センター(うるみん) 社会福祉協議会内
補助金額	4,549,893 円(補助率 58%) ※注 1
関係職員から説明を徴取した日	令和 5 年 10 月 4 日(水)
団体の事業概要	高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現を図ることを目的とする。
役員及び組織	会長 1 名、副会長 2 名、顧問 3 名、監事 2 名、理事 8 名、事務局 社会福祉協議会
会員数	5,765 人
市担当課	介護長寿課
補助金交付根拠	うるま市老人クラブ活動促進補助金交付要綱

※注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和4年度)

(単位:円)

収入		項目	金額	支出		項目	金額
	①	会費収入	1,407,500		①	会議費	43,907
	②	市補助金	4,549,893		②	役員費	738,500
	③	共同募金配分金	450,000		③	需用費	867,754
	④	事業収入	473,000		④	大会事業費	237,093
	⑤	雑収入	7,019		⑤	育成活動費	12,000
	⑥	繰越金	1,925,576		⑥	委員会活動費	441,540
					⑦	負担金	1,209,009
					⑧	活動費支出	4,291,543
		計	8,812,988			計	7,841,346
						収支残高	971,642

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 補助金交付申請額の確認

概算請求額について、算出内容が確認できなかった。補助金の概算請求にあたっては、当初予算要求時に、単位老人クラブに対する均等割額・会員数割額等をあらかじめ定め、連合会や

各支部における要求額も含めた金額を積み上げたうえで、必要な予算を確保し、申請内容の適否を判断して補助金を交付すべきである。うるま市老人クラブ活動促進補助金交付取扱要領の内容について見直しを検討していただきたい。

② 実績報告書の十分な精査

実績報告書中の連合会、各支部及び単位老人クラブの活動実績報告書中に補助金申請時の事業内容とは異なる事業への補助金充当がみられた。

また、事業実績として記載されている歳末チャリティー寄付金の総額と歳入歳出決算書(通帳への記帳状況も含む。)との差額があったほか、当該決算書において前年度末の通帳残高と繰越額が一致しなかったことによる損金処理がなされている状況があった。

担当課は、実績報告書の内容を十分に精査のうえ、交付団体に対しては、適切な指導を行うよう努めていただきたい。

③ その他

うるま市老人クラブ連合会において、老人クラブ連合会監査規程第7条で「出納閉鎖は会計年度末の3月31日をもって締め切る。その後1週間の出納整理期間を置くものとする。」に対して、5月中旬まで出納整理が行われていた。規程に則した業務遂行ができるよう補助金の交付時期についても、団体と調整を行っていただきたい。

また、過去の監査で指摘された事項については、早急に改善し、リスクとして再び顕在化しないよう努めていただきたい。

○ 補助金交付先団体へ求めるもの

① 適正な決算整理

令和4年度決算において、決算額と現金に差額が生じていた。令和3年度に支出した分が当該年度の決算に反映されていなかったことから、令和4年度決算で損金として計上されていた。同一年度内の支出は、当該年度の支出として決算に反映すべきものであり、適正な現金管理と事務処理に努めていただきたい。

また、経理担当者が異動となる場合の事務引継ぎについては、適切に行われるよう取り組まれない。

② その他

役員手当・報酬に係る所得税の源泉徴収が行われていなかった。法人格のない団体であっても源泉徴収義務者となるので適切に対応されたい。

3 公の施設の管理団体

株式会社 レキオス（うるま市営住宅等指定管理者）

(1) 指定管理の概要

指定管理する公の施設名称	うるま市営住宅等
目的	市営住宅の管理業務を効果的かつ効率的に行うため
効果	入居者の苦情等への早期対応や収納率の向上
指定の期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日
設置根拠	うるま市営住宅条例、施行規則
令和4年度 指定管理委託料	24,940,000円 ……①
維持管理業務委託料	54,229,692円 ……②
	79,169,692円 ……(①+②)
市担当課	施設保全課
関係職員から説明を徴取した日	令和5年10月6日(木)
施設概要 ①団地数及び管理戸数 ②改良店舗管理数 ③駐車場区画数 ④共同施設(集会場等)	14団地 608戸 2改良店舗 20店舗 419区画 「うるま市営住宅条例第64条」に基づき、市営住宅等の入居の手続に関する業務、入居者の指導及び連絡に関する業務、市営住宅等の維持及び修繕に関する業務等を行っている。
指定管理者 所在地（本店） 嘉手納営業所(公営住宅課)	那覇市おもろまち4丁目19番16号 嘉手納町嘉手納312-18 営業本部長、統括管理者、一般職員(6人)、 派遣社員(1人)

(2) 団体の収支

(令和4年度)

(単位:円)

	収入		支出	
	項目	金額	項目	金額
	① 指定管理料	24,940,000	① 人件費	14,085,500
	② 維持修繕費等	54,226,000	② 管理人手当	1,596,000
			③ 賃借料	756,540
			④ 役務費	364,398
			⑤ 需用費	758,637
			⑥ 委託費	2,640,000
			⑦ その他	4,738,925
			⑧ 維持修繕業務費	54,229,692
	計	79,166,000	計	79,169,692
			収支残高	▲ 3,692

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 基本協定書について

基本協定書を確認したところ、条文の内容重複や記載誤りがあった。指定管理者制度において、最も重要となる事項を記載し、双方において確認するための協定書なので、内容について改めて確認し、適正な事務遂行ができるよう努められたい。うるま市指定管理者ガイドラインでは、「基本協定書標準例」が定められていることから、当該標準例を参考に改定を検討されたい。

② 年度協定書について

(ア) 指定管理期間中の各年度において支払う指定管理料の金額や支払方法、維持補修費の額、その他確認が必要な事項等を定める年度協定書において、当該年度に必要とする維持補修費の上限の定めはあるが、指定管理料の額の定めがなかった。また条文の記載誤りや解釈が困難な条文も見受けられた。基本協定書と同様、指定管理者制度における重要な書類となるため、再度内容の点検及び見直しを行い、早急に必要な措置を講じるよう努められたい。

(イ) 実績報告書等によると令和4年度の維持補修業務においては、年度協定書で定めた上限額を上回る支出となっていた。年度協定書の規定に基づき双方において協議を行ったうえで維持補修業務に対する追加の支払いは生じなかったとのことであるが、これらを証する協議書等は作成されていない。リスクマネジメントの観点からも、協議書等の書類を作成し、双方において確認を行うよう改善されたい。

○ 指定管理者に求めるもの

市営住宅等の指定管理者制度導入は、指定管理者に行わせている業務等において、適切に遂行されており、当該制度導入の目的である効果的かつ効率的な市営住宅管理がなされている。今後とも、公の施設の設置目的に沿った管理運営の確保に努められたい。

意見

今回の団体運営補助金監査では、対象団体から提出された補助金交付申請から補助金確定通知までの一連の事務手続きについて、担当課において十分な精査及び適切な指導がなされているとは言い難い状況であった。

「うるま市補助金制度に関する指針」において定められた「補助金交付事務に関する留意事項」や「うるま市補助金交付基準」に照らし、所管するそれぞれの補助金交付要綱に基づき事務処理を行い、交付要綱その他手続等について別途定めのある事項については、内容を十分に確認し、適切な団体運営補助となるよう努めていただきたい。

また対象団体においても、過去の指摘事項に対し改善がなされていない状況が見受けられたほか、会計処理等が適切とは言えない点も見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響等もあり十分な団体活動が展開できなかったと思料されるが、今後は団体の設置目的に沿った活動が十分に行われるよう取り組んでいただきたい。

市営住宅の指定管理については、担当課において協定書の内容に不備が見受けられた。改めて、内容の確認を行うとともに、早急に必要な措置を講じるよう努めていただきたい。また次回の指定管理候補者募集の際には、あらかじめ基本協定書や年度協定書の内容を示せるようにし、協定書締結までに双方で確認できるよう整理するなど改善していただきたい。